

徳島大学常三島子育て支援室「あわさぼキッズルーム」利用要領

平成26年4月1日
AWAサポートセンター長制定

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島大学常三島子育て支援室「あわさぼキッズルーム」(以下「あわさぼキッズルーム」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 あわさぼキッズルームは、次の各号に掲げる場合に利用することができる。

- (1) AWAベビーシッター制度のために利用する場合(あわさぼマミールーム等)
- (2) 授乳・搾乳等育児のために利用する場合
- (3) 休憩及び仮眠等体調管理のために利用する場合
- (4) その他AWAサポートセンター長(以下「センター長」という。)が認めた場合

(利用者の資格)

第3条 あわさぼキッズルームを利用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 徳島大学(以下「本学」という。)の職員
- (2) 徳島大学内の施設を利用する者
- (3) その他センター長が認めた者

(利用の手続)

第4条 あわさぼキッズルームを利用しようとする者は、所定の申請を行い、センター長の許可を得て利用登録を受けなければならない。

- 2 利用登録を受けた者(以下「利用者」という。)は、申請内容を変更しようとするときは、速やかに申し出て、センター長の許可を得なければならない。
- 3 利用者は、利用登録を受けた後において利用を取り消すときは、センター長に届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、あわさぼキッズルームに入室する際に、AWAサポートセンター(以下「センター」という。)が貸与するICカード(以下「貸与カード」という。)を使用すること。
- (2) 利用者は、利用登録期間又は利用日終了時には速やかに貸与カードをセンターに返却すること。
- (3) 利用者は、責任を持って貸与カードを管理し、紛失した場合は速やかにセンターに届け出ること。
- (4) 利用者は、あわさぼキッズルームが本学の共用物であることを認識し、あわさぼキッズルーム内の整理整頓及び清潔な環境の維持に努めること。
- (5) 利用者は、センター長が別に定める利用心得を遵守するとともに、センターの指示に従うこと。

(弁償責任)

第6条 利用者は、故意又は過失により設備又は物品を滅失、損傷若しくは汚損した場合又はこの要領若しくは利用心得に違反したことによって損害を生じた場合は、賠償しなければならない。

(利用登録の取消し)

第7条 センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条第1項の利用登録を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用者がこの要領又は利用心得に違反し、あわさぼキッズルームの運営に重大な支障を生じさせたとき。
- (2) 申請内容が事実と反するとき。
- (3) その他センター長が特に利用登録を取り消す必要があると判断したとき。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、あわさぼキッズルームの利用に関し必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。